

# 平成 26 年第 4 回経済財政諮問会議

## 第 2 回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議

### 議事要旨

#### (開催要領)

1. 開催日時：平成 26 年 4 月 4 日（金） 16:55～18:32
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	安 倍 晋 三	内閣総理大臣
議員	麻 生 太 郎	副総理 兼 財務大臣
同	菅 義 偉	内閣官房長官
同	甘 利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	新 藤 義 孝	総務大臣
同	茂 木 敏 充	経済産業大臣
同	黒 田 東 彦	日本銀行総裁
同	伊 藤 元 重	東京大学大学院経済学研究科教授
同	小 林 喜 光	株式会社三菱ケミカルホールディングス 代表取締役社長
同	佐々木 則 夫	株式会社東芝取締役副会長
同	高 橋 進	株式会社日本総合研究所理事長

#### 【経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（議題（1））のみの出席者】

谷 垣 禎 一	法務大臣
岸 田 文 雄	外務大臣
田 村 憲 久	厚生労働大臣
太 田 昭 宏	国土交通大臣
古 屋 圭 司	国家公安委員会委員長
秋 山 咲 恵	株式会社サコホレーション代表取締役社長
榊 原 定 征	東レ株式会社代表取締役 取締役会長
長谷川 閑 史	武田薬品工業株式会社代表取締役社長

#### (議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
  - (1) 戦略的課題（内なるグローバル化）【経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】
  - (2) 財政健全化に向けて
3. 閉 会

#### (説明資料)

- 資料 1 有識者議員提出資料
- 資料 2 秋山産業競争力会議フォローアップ分科会（国際展開戦略等）主査提出資料

- 資料3 甘利大臣提出資料
- 資料4 長谷川産業競争力会議雇用・人材分科会主査提出資料
- 資料5 谷垣法務大臣提出資料
- 資料6 太田国土交通大臣提出資料
- 資料7 麻生財務大臣提出資料
- 資料8 財政健全化に向けて（有識者議員提出資料）

（概要）

（甘利議員） ただいまから、平成 26 年第 2 回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議を開催する。

合同会議に引き続き、第 4 回経済財政諮問会議を行う。

○戦略的課題（内なるグローバル化）【経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

（甘利議員） 本日は、オープンな日本の将来を創造するため、内なるグローバル化について御議論いただく。まず、佐々木議員から説明をお願いします。

（佐々木議員） 説明資料の資料 1－2 をご覧いただきたい。

まず、我が国の経済が持続的に成長していくためには、オープンとイノベーションを軸にグローバル化を推進していく必要がある。現在、国内企業の海外展開による外需の取込みは相応に進展しているものの、国内市場拡大に向けた内なるグローバル化については、必ずしも進んでいない。

デフレ脱却を確実にしていくために、国内市場の活性化が急務であり、そのために我が国を世界一ビジネスしやすい環境として、輸出入、資金、人材、情報の流れの双方向のバランスをとって好循環を実現していくことが肝要である。すなわち、現在喫緊の課題である対日直接投資、外国人材の活用に関し強力な施策を打っていく必要がある。

3 ページ目。対内直接投資の対 GDP 比率は、OECD 諸国の平均の 9 分の 1 にすぎない。2012 年度末の対日直接投資の残高は 17.8 兆円であり、日本からの対外直接投資残高 89.8 兆円の 5 分の 1 しかない。また、残高は対外直接投資が対前年で 15.5 兆円も伸びたのに対し、対内直接投資は実はわずか 3,000 億円しか伸びていない。格差は広がる一方であるということである。

現在、「対日直接投資に関する有識者懇談会」で外国企業等から意見を聴取しており、法人税の減税、コーポレートガバナンスの強化、人材確保や各種の規制緩和などといった要望が出ているところである。引き続き、海外からの意見・要望を聴取して、4 ページの左下の例にあるような重点分野を定めて、施策を推進していくことが肝要である。

いずれにしても、海外からの投資を呼び込んでいくためには、国内市場を魅力的にすることが必須であり、成長に向けた施策の継続的な推進が必要である。しかしながら、我が国の生産年齢人口は、ピークが 1995 年の 8,726 万人で、これが 2013 年には 7,901 万人まで減少しており、育児・介護で、働きたくても働けない 220 万人の女性の活躍の促進や、外国人材の積極的受け入れのための環境整備が急務である。

4 ページ目。女性の家事の補助や介護分野での外国人によるサポートも検討していくべきであり、国家戦略特区の活用も一案と考えている。

次に、高度人材。積極的な受け入れの為、ポイント制の更なる見直しと認知度の向上を図るとともに、外国人研究者の受け入れ、留学生の国内企業での活躍促進のために、研究環境や生活環境の整備を図って、現在受け入れ拡大のネックとなっている帯同配偶者の就労規制についても緩和すべきと考えている。

昨今、景気は回復しており、有効求人倍率は 2009 年の 0.47 から 2013 年末は 1.03、至近で 1.05 という数字もあるにもかかわらず、実は技能実習生の受け入れについては、

2009年度は5万64人、2013年度は4万1,027人と減っている。また、実習生の受け入れに対する監督指導において、ここ数年監督調査したうちの約80%、内外の年間約2,200事業所が違反を指摘されている。

したがって、本日の関係閣僚会議で在留期間その他について決定されたが、抜本的に管理・運用体制を強化するとともに、国内企業の海外従業員のボーダーレスなローテーションの仕組みも含めて制度の充実を行って、現下の労働需要に応えていき、2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連の建設需要拡大を機会に、制度の定着、少子高齢化対策への外国人材の更なる活用の緒についていくべきと考えている。

(甘利議員) 本日は、対日直接投資の促進と外国人材の受け入れの2つの課題について御議論いただく。

まず対日直接投資の促進について、産業競争力会議フォローアップ分科会の国際展開戦略等の担当主査である秋山議員より御説明をお願いします。

(秋山議員) 資料2-2で説明する。

昨年「日本再興戦略」で、2020年までに投資残高を倍増するという野心的な目標が設定されたが、実績を見ると、2008年以降、この残高はほぼ横ばいである。そういった中で、2020年にかけて、この倍増目標を達成するためには、毎年2兆円以上の残高の積み上げが必要である。これ自体が大変野心的な目標ではあるが、具体的な案件を積み上げていくという案件創出活動に成功の鍵がある。

したがって、各大使館の大使やJETROが外国企業に働きかけ、投資環境の改善に関する具体的な提案を引き出し、投資拡大につながる重要な提案については関係府省庁が協力して、その具体化に向けて取り組む仕組みを整備する必要がある。

この仕組みについて、企業経営に置きかえて整理をすると、まず、顧客である外国企業経営者が抱えるニーズについて、現地の大使・JETROが働きかけをする。それが自治体と連携した誘致活動につながってくる。さらに、最終的に総理・閣僚がトップセールスとして営業活動を行いながら、吸い上げを行う。こういった案件の創出活動のステップを構築していくことが重要である。

また、たとえば言うならば、営業マンである大使・JETROに対して、明確な営業方針、つまり、どのような案件をどう発掘していくのか、いつまでに、どれぐらいということを提示して戦略的な営業活動を求める。それから、有識者懇談会でいろいろ吸い上がってきた具体的なニーズを現地でもより一層吸い上げる。

そして、これが顧客目線を見た時に魅力的な商品となるように、規制・制度改革につながり、商品のブラッシュアップができるよう関係閣僚に検討を求めるとともに、経済財政諮問会議や産業競争力会議、規制改革会議、さらに国家戦略特区諮問会議等の関係会議と連携して検討のスピードを上げていく必要がある。

こういった多くの会議、多くの省庁の協力が必要なので、これらを統括する政府横断的な司令塔機能を設けることで、全体のガバナンスを実現することができる。特に、重要な制度改革が万が一にも難航することがあってはスピードが出ないので、総理から関係大臣に具体化をご指示いただく形で、全体のガバナンスを効かせていく。そして、スピードを上げていく。

この司令塔機能は、政府の資源を対日投資案件の創出、誘致活動に効果的に動員する上で重要な役割を担っている。世界に対して、日本政府の対日投資推進に向けた本気度を示す意味でも、司令塔はぜひとも閣僚級で構成していただきたい。

昨年6月の成長戦略の発表以降、今はまさに実行、実現が重要な段階に入っている。この営業活動の成果が商品開発につながり、さらに、これによって開発された魅力ある商品が海外現地における営業活動を更にパワーアップするといった活動が、閣僚級の司令塔の下で自律的に、循環的に行われるような新しい対日投資の推進体制を早期に立ち

上げていただきたい。

(甘利議員) 続いて、私から資料3に基づき説明をする。

民間議員の御提言を踏まえ、対日直接投資の推進体制を強化したい。現在、「対日直接投資に関する有識者懇談会」において、外国企業等からヒアリングを行い、対日投資促進に向けた課題を整理いただいている。

今後、対日直接投資の案件発掘・誘致活動を抜本的に強化する必要がある。在外公館・JETROの案件発掘・誘致活動を推進していくとともに、外資系企業の誘致に積極的な地方自治体とも連携しながら、総理・閣僚のトップセールスにより、外国企業への働きかけを強化したい。

こうした活動に加え、対日投資促進のために必要な制度改革などを閣僚レベルで強力に推進するために、「対日直接投資推進会議」を設けることとしたい。

本会議は、私が主宰し、規制改革担当大臣、外務大臣、経済産業大臣にメンバーとして加わっていただきたいと思う。議題に応じ、他の関係大臣にも御出席をいただくほか、アドバイザーとして対日直接投資に関する有識者に参加していただくことを考えている。

本会議が、在外公館・JETROによる案件発掘・誘致活動の司令塔機能を発揮するとともに、外国企業経営者等から直接意見を聴取し、外国企業のニーズを把握しつつ、対日直接投資の推進のために必要な制度改革の実現に向けて、関係大臣や関係会議における取組を促してまいりたい。

こうした推進体制の強化により、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現、対日直接投資残高の倍増目標の達成に向けてしっかりと取り組んでまいりたい。

次に、外国人材の受け入れについて御説明いただく。産業競争力会議雇用・人材分科会の主査である長谷川議員より御説明をお願いしたい。

(長谷川議員) 資料4-2に基づいて説明する。

本格的な少子・高齢化、人口減少社会を迎えている我が国が、ますますフラット化と多様化が進むグローバル経済社会の中で持続的成長をするためには、女性・高齢者・若者など日本人の労働参加率を高めていくと同時に、外国人材の活用を成長戦略の重要な柱の一つとして位置付けるべきと考えている。既に高度外国人材に関しては、ポイント制の見直しを行い、本通常国会に提出する予定と聞いている。また、留学生30万人計画の実現については、実行計画のもと、所要の措置がとられている。ポイントを3点御説明する。

1点目は、検討に際して、経済財政諮問会議が、持続的経済成長に必要な労働人口等を試算し、外国人材のニーズ、必要数を示すべきであるということ。2030年までは示されているが、長期に目指す成長と労働力の必要数をできるだけ共有するような形で更に深掘りをしていただくことが望ましい。

2点目は、高度人材、外国人技能実習制度、就労制度の3つの視点で、これらが混同しないように検討を進めることが必要であるということ。高度外国人材ポイント制の見直しは大変結構なことだが、より積極的に受け入れるためにはそれだけでは不十分で、例えばどれくらい受け入れたいのか／受け入れるべきかをKPIとして掲げ、生活環境や諸制度も「外国人に来てもらう」という視点で整備する必要がある。この点、カナダやオーストラリアは政府のホームページにアクセスすると、どういう要件の人材が求められていて、自分がそれに該当するのかどうか、該当すれば入国に際して何が認められるのか、どういう手続をすればいいのかということが全て、極めてわかりやすく案内されている。「来てもらう」ということはこういうことであり、他国の例を具体的に、真摯に学んで、できることは是非すぐにやっていただきたい。

外国人技能実習制度の抜本的見直しについて。技能実習制度は製造業を中心とした68

業種を対象とし、これまで開発途上国の人材育成に貢献してきたが、各国の発展・成長に伴い、求められる分野にも変化が見られるほか、受入期間・受入人数にも拡充のニーズが出てきている。監理体制を整備・強化しつつ、介護などのサービス分野等、対象を拡大するとともに、実習期間を3年プラス2年に延長し、併せて受入人数枠も、例えば優良企業から優先的に拡大することなどを検討すべき時期に来ているのではないか。

新たな就労制度の検討について。人口減少下で労働力不足が既に顕在化している分野がある。建設分野においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて緊急措置が閣僚会議で決定されたが、これに加えて、もう少し長期も見据えた検討を行うべき時期に来ていると思う。そのほか、農業、製造業、家事支援サービス等についても検討を開始すべきであり、特に家事支援サービスに関しては特区で先行的に実施し、ニーズなどの検証を行った上で拡大していくことも検討していただきたい。

今、申し上げた当面の対応に加え、3つ目のポイントとして、中長期的視点から外国人を受け入れ活躍してもらうための新たな仕組みについて、不法就労や人権問題等の懸念を生じさせないための監理体制も含めて今から検討を開始していただきたいと思う。現状、外国人受け入れに関しては、いわば「できるだけ限定して」、あるいは「例外的に認める」というような対応となっているが、外国人材も持続的成長に貢献する重要なリソースであるという視点から、一定の条件の下、積極的に外国人を受け入れて活躍してもらうために、政府に司令塔を設置していただきたい。ただし、この考えは“移民”の受け入れとは明確に一線を画するものである。

(甘利議員) 続いて、各大臣から、外国人材の受け入れに関する民間議員からの御提案も踏まえた現在の検討状況について、御説明をお願いします。

(谷垣大臣) 資料5をご覧ください。外国人技能実習制度の見直しの検討状況について御報告する。

1 ページ目。これまでの検討状況として、法務省においては、昨年11月から、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に分科会を設置して、各界の有識者である委員の方々に技能実習制度の見直しについて御検討いただいている。これまで学識経験者、実際に技能実習生の受け入れを行っている監理団体や実習実施機関の関係者のほか、様々な立場の方からヒアリングを行い、分科会のメンバー間で意見交換を行ってきた。技能実習制度の見直しの方向性等について、これまでの関係者への意見聴取では、技能実習制度を廃止した上で新たな外国人労働者受入制度の創設を提言する御意見もあったが、多くは、開発途上国への技能等の移転による国際貢献という技能実習制度の意義を認めた上で、技能実習制度の目的に沿った活用がより一層行われるようにするための制度の適正化を図りつつ、制度の拡充等の改革を検討することが重要であるというものであった。

2 ページ目、制度の適正化と拡充についての具体的な方策として出されている意見について。適正化については、監理団体の監理を実効あるものとするなど、技能実習制度における監理体制などを強化する必要があるとの御意見や、不適正な処遇等があった場合に、技能実習生が安心して公的機関等に通報できる制度など、技能実習生の保護の強化を図っていく必要があるとの御意見をいただいている。また、制度の拡充については、技能実習期間の延長、又は再技能実習を認めることや、受入人数枠の拡充などの御意見をいただいている。制度の適正化を図りつつ、制度の拡充策等を進めていくには、優良な受入団体等への集約を促進するなどの方向性が示されているが、更に検討を進め、本年年央を目途に一定の方向性を出していく予定である。分科会での議論を踏まえつつ、関係省庁とも連携し、技能実習制度の見直しについて検討を進めていきたい。

(太田大臣) 資料6「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置について」を説明する。

1 ページ目。復興事業の加速を図りつつ、オリンピック・パラリンピックに伴う一時的な建設需要の増大に的確に対応していく必要がある。このためには、まず、国内の人材確保、倒産によって離職した高齢者等に戻っていただくということと、若手の人材を確保していくということ、その上に、外国人技能実習の修了者に活躍していただくことが大変有効な対策であると思う。このため、本日の閣僚会議において、2020 年度までの緊急措置が取りまとめられた。

2 ページ目。現在、建設分野の外国人技能実習生は毎年5,000 人程度が実習を開始し、実習期間が3 年間であるために、毎年1 万5,000 人の方々が在留していることになる。今回取りまとめた緊急措置では、建設分野の外国人技能実習の修了者に特定活動の在留資格を付与し、引き続き最大2 年間の在留を認める。そして、帰国後の再入国により最大2 年ないし3 年間の在留を認めることとする。また、不法就労や人権問題などを懸念する声もあるので、新たな特別の監理体制を構築することにする。今後、来年度初頭からの円滑な受け入れに向け、関係省庁と十分連携して、万全の準備をして当たりたい。

(甘利議員) それでは、御自由に御意見をいただきたい。まず、対日直接投資の促進についての御意見をいただきたい。

(麻生議員) 資料7 をご覧いただきたい。

1 月 20 日の諮問会議において、有識者議員の資料で「日本はOECD 諸国の中で対内直接投資に対する制度が最も厳しい」という御指摘があり、私は根拠にしているOECD の指標がおかしいのではないかと申し上げた。事務方に精査させたところ、ご覧のような形で本指標が訂正された。

(伊藤議員) 対日直接投資の拡大は、日本の覚悟の問題と思っている。戦後の日本は、国づくりを「貿易立国」ということで行い、関税の大幅な引下げなどの大変な努力をした。21 世紀になり、貿易よりも直接投資の方が速い勢いで伸びており、しかも、直接投資の伸びが貿易を拡大させる効果もある。日本がこれから「世界で一番ビジネスがしやすい国」を目指す上で、直接投資の拡大、特に対内直接投資の拡大が極めて重要である。こうした認識の下、我々は法人税率引下げを申し上げてきたが、それも含め、日本の長期的な姿の中で直接投資の拡大を考えていただきたいと思う。

また、直接投資は自己増殖的な面があり、直接投資の増加が人材の育成をもたらし、競争を促す。そういう意味で、司令塔を設け、対日投資の実例を少しでも早く、一つでも多く作ることが重要である。

(秋山議員) 伊藤先生の意見に賛成である。今回、甘利大臣が「対日直接投資推進会議」の設置を決められ、ありがたく思う。新しく設置される司令塔たるべきこの会議が実際のエンジンとして機能しなければならないということを考えると、進捗管理や方針を示すだけでなく、会議を構成されるメンバーの皆さんに、具体的な投資案件の成立に向けて、ハンズオンでより一層進めていただきたい。それが海外に向けての大きなメッセージになる。

また、伊藤先生が御指摘されたスピード感という意味でも、2020 年までの倍増目標の道筋をつけていくという意味でも、対内直接投資と国家戦略特区は非常に親和性が高いと考えており、外国企業に対するセールスポイントとしての構造改革が大きなアピール材料になると思う。例えばPPP/PFI のコンセッションに係る部分や農業の6 次産業化・輸出に係る部分で国家戦略特区を呼び水として使っていくということは大いにあるのではないかなと思う。

また、外国人材のテーマに関しては、例えば家事支援人材を入れることで女性の活躍の推進を一層進める、あるいは、外国人のベンチャー人材なども積極的に受け入れるようなことで、創業の促進を図る、競争を図る、内なるグローバル化の実験場として国家戦略特区を活用していくことをぜひ進めていきたいと思う。すでに第1 弾の指定も進ん

で、こうしたテーマは、例えば人材の問題であれば、広域都市圏の地域などが候補になるかと思うが、スピード感を出すという意味では、各自治体の中でやる気のあるところに早く口火を切っていただくという形で進めていただきたい。

(岸田大臣) 対外直接投資については、投資が期待できそうな国を中心に、各国の事情等に応じた、きめ細かなアプローチを展開することにより、早期に成果を上げていくことを目指すべきであると考えている。大使・総領事に対し、現地JETRO事務所長とも連携しつつ、積極的に誘致を行うよう指示をしたいと考えている。

また、総理・閣僚の外国訪問の機会を活用したトップセールスも行っていくことも重要である。まずは5月に見込まれる総理や閣僚の欧州等への訪問に向けて準備を進めたい。

(茂木議員) OECDの指標が訂正されたのは、良いことだと思っている。

ただし、世界では外国企業の誘致競争がこれまで以上に激化しており、諸外国では首脳及び閣僚自ら外国企業に投資を呼びかけるなど、国を挙げた総力戦を展開している。そうした中、最近の日本の注目すべき動きについて、3点申し上げたい。まず、経済産業省が先月までに行った調査によると、中堅・中小企業において、外国企業と投資提携をし、その経営資源・ノウハウを活用して商品開発力の向上や国内外の販路拡大を図っている事例が数多く生まれており、今回取り上げただけでも30件に上っている。また、地方自治体の中には、首長自ら海外での企業誘致活動を行う、より積極的な取組が増えてきている。

一方、外国企業の中には、日本への投資に関心を有しながらも、日本の規制や制度について懸念を有し、投資に踏み切れない例もある。政府が一体となって、地方自治体も巻き込んで、外国企業等の誘致を推進していくことが重要。「対日直接投資推進会議」をドライビングフォースとして、外国企業経営者の意見等も聴きながら、規制・制度改革を大胆に進めるというメッセージを出すことで、躊躇している企業も投資に踏み切るようになっていくのではないかと思う。

JETROについて御指摘をいただいたが、この度、業種別の内外の専門家60名を配置して、海外での誘致体制を充実した。在外公館や先進的な地方自治体と連携して、誘致活動を一層積極的に行うことによって、やはり成功事例を作っていくという積み重ねが重要であると考えている。

外国人材に関しては、女性が活躍できる環境という点から、保育も重要であるが、今後、家事支援が極めて重要になってくるのではないかと思っている。

(佐々木議員) 麻生大臣の提出資料について申し上げる。財務省の努力により、OECD側の誤解が解けたのは喜ぶべきことであると思っている。これで、OECDの平均よりも開放的であることが証明されたわけであるが、それでは、なぜOECDの平均の9分の1しか対内投資がないのか。これは、いよいよ本丸としての法人税を是非頑張りたいと思うので、よろしく願い申し上げます。

(麻生議員) 佐々木議員の意見に反論してもよいが、時間がないようなので、後の機会でも結構である。

(榊原議員) 海外企業の直接投資の話だが、佐々木議員も言われたとおり、我が国は主要国で最低水準である。この要因は、一つは推進体制が整備されていないこと。もう一つは、外国企業の投資に対するインセンティブ、法人税の話があったが、立地競争力を含めて、そういった投資環境が整備されていないことであると思う。推進体制については、本日、甘利大臣から「対日直接投資推進会議」設置の御説明があり、茂木大臣からも推進体制を強化していくという発言があり、大変心強く思っている。

ただ、多くの国では外国企業の対内投資誘致のための専任の大臣や専任の大使が非常に熱心に企業を回り、投資を呼びかけている。例えばフランスでは、政府内に対仏投資

庁を設置して、外国企業の対仏投資プロジェクトを精力的に指示している。設備投資の助成金や減税などのインセンティブに加えて、各種法規・法令についての情報提供、あるいは政府機関へのコンタクトの支援などもしている。

一方、韓国では、外国企業に対する対内直接投資のインセンティブが非常に充実している。一定金額以上の直接投資をする外国企業に対しては、法人税の10年間の減免の適応がある。5年間は全免で、あとの5年間は半免である。設備投資に関する補助金は15%までキャッシュバックする。工場の無償貸与などいろいろなインセンティブ、雇用助成金等の幅広いプログラムを備えている。その上、韓国は、電気料金や労務費を始めとする様々なコストが総じて日本の0.4掛けである。企業にとっては、日本よりも韓国のほうがコスト面では圧倒的に有利というのが実態である。この結果、韓国の対内投資のGDP比率は日本の約10倍といった水準になっている。

当社も、炭素繊維や高機能樹脂などの高付加価値事業については、日本で工場を建設したいのだが、韓国と比較すると、投資採算性の点で本当に株主に説明できないぐらい大きな差が出てしまうということで、結果的に韓国で投資を拡大せざるを得ないという状況になっている。成長戦略推進のためには、国内企業と外国企業、両方の日本国内での投資拡大が不可欠であるため、外国企業の対内投資拡大に向けての本日の秋山議員の提言を全面的に支持する。外国企業に対する投資インセンティブについても諸外国の例に倣って早急に整備していただきたい。

(長谷川議員) アメリカでも「インベスト・イン・アメリカ」という組織を作って、アメリカへの投資誘致をしている。政府のホームページの中に、例えば「インベスト・イン・ジャパン」といったものを作り、そこを見れば誰でも、だいたいのはわかるという形の情報提供をすることが大事である。

総理を含めた閣僚のトップセールスについては、大変結構であり、インフラ輸出と併せて閣僚ごとのKPIに落とし込んでいただきたい。海外出張のときは必ず1つというようなことを考えていただきたいと思う。

また、秋山議員の御指摘のとおり、日本の起業を増やすことは、投資や雇用につながる。「アジアで最も起業しやすい国」という概念を特区で是非やっていただきたい。起業促進は福岡であると承知しているが、東京や大阪もそういう考え方を特区の中でもやっていただきたい。

(小林議員) 内なるグローバル化に関連して、「イノベーション」の現在と、今後の向かうべき先について申し上げたい。

グローバル・オープン・イノベーションとも言える、世界規模でのイノベーション創出に向けた大変熾烈な戦いが行われている。その中で、モノと情報の融合、ソフトウェアとハードウェアの融合、製造業とサービス業との境界にある2.5次産業化の時代が本格的に幕を開けているのではないかと。こういう認識に立つと、先に法制化された「グレーゾーン解消制度」は有効な第一歩であると思う。例えば、簡易血液検査サービスのような新しいヘルスケアサービスは、医療行為とみなされて禁止されているのか否かが分かりづらかったが、グレーゾーン解消制度の活用は国内企業のみならず外国企業にも役立つと思われる。これを一層進め、利用者が「不透明、裁量的な規制と思うものは基本的に是正」という規制改革の原則を示すことが、新機軸を生み出すグローバル・オープン・イノベーション、内なるグローバル化を促進すると考える。ホームページ等を含め、資料の提供や窓口における英語での対応など、外国人に対しても理解しやすい発信の仕方をぜひ工夫していただきたい。

(甘利議員) 各議員からいただいた御意見を踏まえ、各省からの御協力を得ながら取組を進めてまいりたい。

続いて、外国人材の受入れについて、御意見をいただきたい。



(高橋議員) 外国人労働力についてこれまで日本は、高度人材は受け入れ、単純労働者は不可という2分法だったわけだが、それだけでは必要な人材を確保できないおそれがある。技能実習制度の拡充はこれを解決する手段の一つであると思う。

ただ、技能実習制度というものは元々国際協力が建前の制度である。今は、実態的には不足する労働者、特に中小企業の労働者を確保する手段になっているが、それが故に不法就労の問題や労働者の権利侵害の問題など、様々な問題が出てきている。その点、これから先、管理強化と労働者の権利保護が必要になってくると思う。

谷垣大臣の資料5にもあったが、例えば、受け入れ先が非常に不良な機関であった場合に、労働者はその機関を取りかえることができない。嫌だったら帰るしかないわけで、そういう意味では、受け入れ先が変えられるような仕組みも必要であると思う。ただ、それだけでは、まだまだ日本の必要な労働力は確保できない。例えば、家事支援あるいは介護支援の分野については、既存の技能実習制度にはないため、場合によっては新しい枠組みを作ることも考える必要があるのではないかと。ちなみに、ドイツやオーストラリアは、国内で不足する技能労働者を賄うために、業種・職種によっては、国内で実際に担い手がいない場合には、労働市場テストを行い、外国人を受け入れている。このような外国の制度も参考にできるのではないかと。

もう一点、看護・介護の分野については、今EPAのもとで受け入れているのだが、その枠もまた十分に満たしていない。これから日本はこの分野で非常に人材の不足が予想されているため、EPAの拡充も非常に大事だと思う。

ただ、一方で問題なのは、例えば外国人留学生在が日本の大学を卒業して、かつ日本の看護・介護の国家試験に受かったとしても、外国人であるが故に、この仕事に就くことができないということである。国家試験まで受かる方は技能労働者であり、かつ高度人材であるため、こういう人材に門戸を開くことが必要であると思うので、ぜひ御検討いただきたい。

いずれにしても、優秀で質のいい外国人労働者を受け入れる方向で、これから抜本的な議論が必要ではないかということをお願いしたい。

(榊原議員) 外国人材活用について、佐々木議員、長谷川議員の提言を全面的に支持したいと思う。谷垣大臣からは、外国人技能実習制度の適正化と拡充についての見直しを検討しているという報告、太田大臣からは、東京オリンピック・パラリンピックの建設需要の増大に対応するための、建設分野の外国人技能実習就労者の在留期間延長に関する緊急措置の御説明をいただいた。それぞれ大変大きな前進であり、御英断に敬意を表したい。

成長戦略の一環として、高度外国人材の受け入れ拡大あるいは促進、そして、外国人技能実習制度の抜本的見直し、特に実習期間の延長と受け入れ枠の拡大は待ったなしの課題だと思う。実態を見ると、中小企業の生産現場、大企業の技能要員や3交代のシフト要員、また、一部の製造業や農林水産業などの季節変動型の現場では、労働力の不足は深刻である。こういった需要に対応して、外国人技能実習修了者や、日系企業の海外従業員のような身元のしっかりした外国人については、きちんとした管理監督体制の下で、技能要員や3交代シフト要員、期間限定要員、あるいは今日話のあった家事・介護支援要員、そういった分野での就労を認めていただくよう、御検討いただきたい。

このような高度人材を含めた幅広い外国人材の受け入れを進めていくためには、就労環境や生活環境の整備、社会保障制度の充実など、我が国を挙げた総合的な取組が不可欠である。このために専任本部を内閣に設置するなど、政府部内における統一的な政策立案・遂行体制を確立すべきと考える。

(伊藤議員) 移民と外国人材を分けるポイントは何であるか考えてみると、やはり監理体制・サポート体制を強くするということであると思う。したがって、そこをしっかりと行

った上で、外国人材を活用するのだということを、より明らかにすべきである。しっかり効くブレーキがあるからこそアクセルが踏めるところがあると思うので、そこをぜひ、進めていただきたい。

もう一つ、申し上げたいことは、アベノミクスを実現していくときに、ボトルネックになりそうなところにやはりいくつか人材の問題があるのだということを、もう一回、ここで確認しておく必要があるということである。建設労働の人材が少なくなれば、当然いろいろなところに支障が来るし、農業の競争力強化をしようとする、やはり人材をどう使うかということが鍵になると思う。そして何よりも家事・介護支援人材が充実しないと、女性が積極的に仕事をしにくいということがあると思うので、是非アベノミクスの成長を邪魔しないよう、むしろ成長を促進する形でいくつか重点分野を考えていきたいと思っている。

(甘利議員) 御三方の発言に関して、法務大臣あるいは厚生労働大臣等から、この場で回答できるものがあればお願いしたい。

(谷垣大臣) 専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れたいということで、高度人材ポイント制を見直して、今国会にも法案を出しているが、そのようなことを行っていることについてアンケートをとってみると、知らないという方が極めて多い。分かりやすい資料を作成して、今、大使館等に周知を図っているのだが、さらにホームページ等も含め、どうしたらもっと理解されるのか、工夫をしたい。

技能実習制度については、今日いただいた御意見も踏まえて、更に議論を詰めていきたい。一部の監理団体や実習実施機関では不適正な受け入れがあり、国際的にも指摘されているため、監理を強化していかなければならない。また、技能実習制度を、きちんとした優良なところには、例えば実習期間を延長することなども考えていかなければならないと思っている。

それから、家事支援等が必要であるという御意見があったが、これは他の労働市場や治安への影響など、いろいろと考えなければならぬ面がある。低賃金労働として受け入れているのではないかと誤解を招いてもいけない。適切な労働環境を確保することが必須だと思う。まだ日本では外国人材を家事支援等に活用するということについて必ずしも経験があるわけではない。したがって、特区などでまず試してみるのも一つの考え方だと思う。

(田村大臣) 外国人労働者の受け入れの範囲の拡大について、まず、アベノミクスの賃金上昇に向けた動きを阻害しないこと、また、人手不足の産業において、日本人が就かない産業にならないように、入ってきたら日本人が全部駆逐されてしまったということにならないようにすることが大変重要である。

また、外国人であるということを理由に、賃金や労働時間の労働条件が日本人と異なるものにしない。これは制度があり、安いから使うということにはならない。

技能実習制度については、技能移転という制度趣旨に沿った見直しであることが重要である。これらが最低限守られるべき前提であり、これらを踏まえた上で国民生活全般にどのような影響があるかということも踏まえながら議論をする必要がある。

介護分野について、EPAにおける円滑な受け入れということで、今、この合格率を上げる努力をしている。やはり日本語が資格試験の合否を左右する大きなポイントであるため、送り出しの方でしっかり日本語を学んでいただく仕組みも作っている。

留学により介護福祉士資格を取得した者への在留資格については、その専門性を評価した上で検討していく。介護分野を技能実習対象とすることに関しては、日本語要件や、介護サービスの質等を踏まえて検討する必要がある。

ここで一点、前回会議のことで少しコメントをしたいのだがよろしいか。

(甘利議員) どうぞ。

(田村大臣) まず、育児・家事支援サービスの分野における外国人労働者の活用について、これは具体的なニーズを踏まえた検討が必要である。特区で試験的に実施し、ニーズを見極めるといふ提案もあったが、ニーズがあるかどうかというのは、ある程度踏まえる必要がある。あわせて育児支援について、やはり次代を担う子供たちの健全育成の観点から、人格形成という時期であることから、我が国の言語や文化を十分に理解されていない外国人の方々が携わるのは問題があるのではないかと考えており、検討をお願いしたい。

2点目で、准保育士資格等に関して、前回の長谷川主査提出資料の御提案は、主婦などの子育ての経験のある方の能力を是非とも広く子育てに発揮していただきたいという趣旨であったと思うが、この点は賛成である。

積極的にいろいろな活用をしていきたいと思っているが、准保育士等の資格を創設して、仮に認可保育所の配置基準に算入するという場合は、保育の量の確保のために質を犠牲にしたという議論があるので、是非そこは切り分けていただきたい。新制度の中でいろいろな新しいサービスについて公定価格を入れて考えている中において、研修を受けていただきながら力を発揮していただくことはあっていいのだろうと思うので、その点は検討させていただきたい。

保育の質を保ちつつ、量を確保するため、給与の改善や、復職前の実技研修等に取り組む必要がある。資格は60万人が持っているが、現場に復帰する際の一番の問題は、やはり待遇の悪さであり、これを改善することが大事である。准保育士は更にそれよりも待遇が悪くなるので、ワーキングプアを作るということにも繋がりがねないため、保育士の方々の非常に低い待遇を上げて、実際に働いている以上に多くいる有資格者の掘り起こしをしていかなければならない。

(古屋大臣) 国家公安委員長として、外国人の受け入れ拡大について申し上げる。

外国人の受け入れ拡大については、不法就労や不法残留、外国人犯罪の増加等、治安に与える影響も懸念される。まず慎重に検討することが必要である。

それに関連して、被災地復興事業や五輪関連の建設事業に伴う建設労働者不足の対策について、まずは経験者の復帰が重要であると考えている。太田大臣の説明にもあったが、若者や女性の入職促進を図るなどして、まずは国内人材の確保対策を進めていく。可能な限り、国内人材によって対応すべきと考えている。同様に他の分野についても、まずは国内人材の確保を進めるべきではないかと思う。

それでもなお労働者が不足する場合、外国人の受け入れを拡大する場合には、不法就労や不法残留、外国人犯罪の増加等、治安上の問題が生じないように、事業者や所管省庁等の厳格な管理の下、必要な数に限るなど、治安上の問題が生じない仕組みにすることが不可欠である。今日の関係閣僚会議においても、この考えが示された。今後、受け入れ拡大に向けた制度の検討に当たっては、治安上の観点から必要な意見を述べさせていただきたい。

なお、国土強靱化担当大臣としては、安定した建設労働力を長期的に維持していくことは、災害対策強化、あるいは国土強靱化推進の観点からも重要であると考えている。同時に、中期的な事業計画をしっかりと開示していくことも極めて重要と考えている。

(佐々木議員) 先ほど申し上げた内容について、補足をする。

国内企業の海外従業員のボーダーレスなローテーションという話について。現在、日本の企業が海外で雇用している従業員は523万人いる。その従業員が海外の拠点で日本の工場と同じようなものを造っている。相手政府等の意向で地産地消で発注に対応するという方針により、輸出できないものもあるからである。

そのような場合に、同じものを造っている、同じような拠点があって、安定的に雇われている人が、普通だったら社内ローテーションできるものが、国境があることによ

て全くフレキシビリティがなくなっている。

リアルなエンティティをしっかりと持って、そういう条件の中で正社員を本当にフレキシブルにローテーションをすることによって、労働力不足だけではなくて、その会社の実際の仕事の山の平準化なども全部含めて対応できるようになる。

身元がしっかりしていて、技術もあって、拠点もあるこのような人材をどのように活用していくか、技能実習制度とは離れたところで御提案いただきたい。

(田村大臣) 社内研修という形なら良いのだろうが、例えば先ほどの日本で働くという話で、やはり賃金は内外無差別なので、もし安く雇っている方々が日本に来ると、賃金を日本並みに払わなければならない。そこはどう考えるかという問題が1点あると思うが、そういう問題点をクリアできればいろいろと検討の余地はあると思う。

(佐々木議員) 今の議論は、例えば自社の中でローテーションをするわけであるから、当然、地域に合った処遇をしていくこととなる。誰かが日本に来たから、日本の従業員を切る、ということではない。

(安倍議長) 企業も、例えばバングラデシュの社員が日本に来て、バングラデシュの給料ということではないということか。

(佐々木議員) そのようなことではない。それでは生活できないので、日本に来たときには特別手当等をしっかり出すということになる。

(田村大臣) 日本と同じ待遇になるということか。

(佐々木議員) 同じというのがどの程度かは、詳細には申し上げられないが、基本的には生活できるように手当をするということである。

(甘利議員) 要するに、グローバルな社内異動は、ある程度できるということではないのか。

(佐々木議員) 外国採用した者は外国だけで、本社で採用している者は、もちろん外国人もいるのだが、その者は本当に日本人と同じ形なのだが、また向こうに行くとき、就労ビザが要るのである。

(甘利議員) 幹部職員なども要するのか。

(佐々木議員) 幹部職員も必要である。

(安倍議長) 現場の人も含めてということか。

(佐々木議員) 現場の人も含めてである。

(榊原議員) 我々の事例だと、ヨーロッパ内では相当自由に、管理監督者はもちろん、一般作業員も社内移動ができる。そのかわり、当然、その国の労働の条件を遵守するのが前提である。したがって、今説明があったように、日本に来た場合も日本の労働条件に合わせるのが前提だと思う。今はそれができない。

(新藤議員) 国家戦略特区の担当大臣として申し上げる。

例えば、家事や介護支援なども含めて、日本に外国企業が進出した場合の従業員に対する居住環境サービスの一環として、特区内でそういう家事や介護支援を行ってみるなど、いろいろな工夫ができるのではないかと考えており、具体的な提案をしていかなければならないと思っている。そのために、まずは今のような御意見を踏まえて、特区で実験をして証明をすることが重要であり、取り組みたいと思う。

(岸田大臣) 外国人材の活用について、人権という点で1つ申し上げる。

特に、この技能実習制度を活用した外国人材の受け入れ拡大に当たっては、人権に最大限配慮する必要があると考えている。米国において、国務省が「人身売買報告書」というものを公表しているが、その中で、技能実習制度を中心に我が国に大変厳しい評価が示されている。こうした国際的な批判に耐え得るような制度の適正化を図ることが必要であると考えている。

あわせて、介護人材については、既存のEPAに基づく制度の活用により受け入れを

拡大する余地があるということを私からも指摘させていただきたい。是非一層の制度改善に向け関係省庁と連携していきたい。

(甘利議員) 技能実習制度については、不名誉な評価にならないようにとの指示を、総理からいただいているので、きちんと改善してまいりたい。

(茂木議員) 日本企業の海外子会社の従業員活用に関して、処遇の問題をクリアすればできるかと思うので、ぜひ御検討いただきたい。

(長谷川議員) 留学生 30 万人計画の推進と同時に、卒業後に日本で働いてもらうことも重要。留学生を日本に留まらせるために重要なことの一つは、日本人を含む多様な人種と一緒に暮らす学生寮である。早稲田大学は、中野に 900 人規模の寮を建設した。国有地の貸与等を含め、政府としても検討してほしい。

もう一つ、日本への留学生は中国・韓国からが圧倒的に多いが、政策的に ASEAN からの留学生を増やす取組を、民間だけでなく政府としても行ってほしい。

最後に一つだけ、准保育士については、保育士の仕事を邪魔するものではなく、子育て等の経験を持つ人が、保育士をサポートするという概念で申し上げた。

(安倍議長) 留学生に関するご提案は良い提案だと思う。

(田村大臣) 配置基準の中にカウントされてしまうと困る。

(長谷川議員) それは最終的には、決めていただくことである。

(甘利議員) 活発な御議論に感謝する。ここで総理から御発言をいただく。

(報道関係者入室)

(安倍議長) 世界の人材、資金、技術を引きつけ、日本の成長に結び付けるためにも、日本国内の徹底したグローバル化を推進する必要がある。

安倍政権の成長戦略では、対日直接投資をインフラ輸出と並ぶ重要政策と位置づける。

このため、司令塔として「対日直接投資推進会議」を立ち上げ、JETRO・在外公館も総力を挙げて、外国企業による対日投資案件を発掘するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げていきたい。甘利大臣を中心に関係大臣や関係会議が連携して必要な制度改革に取り組むこととしたい。

私も外国訪問の機会に、現地の企業、経済界などに対日投資を積極的に呼びかけるなど、トップセールスを行っていききたいし、関係閣僚にも同様の活動をお願いしたい。取組の結果を報告するよう、進めてまいりたい。

あわせて、優秀な人材の受け入れや留学生などの外国人材の積極的な活用に取り組む必要がある。

谷垣法務大臣を中心に、関係閣僚の協力の下で、技能実習制度の管理・運用体制を抜本的に強化・改善するとともに、実習期間や対象業種などについて必要な見直しを行っていただきたい。

特に、オリンピックに向けて、当面の建設人材不足を補うため、外国人建設技能者の活用が必要である。本日の閣僚会議の決定に基づき、関係閣僚には新たな制度の具体化をお願いしたい。

本日の議論を踏まえ、移民政策と誤解されないように配慮しつつ、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、十分な管理体制の下での更なる外国人材の活用の仕組みについても、検討を進めていただきたい。その際、国家戦略特区の活用も含めて検討をしていただきたい。

(報道関係者退室)

(甘利議員) 対日直接投資については、総理の指示を受け、その促進に全力を挙げてまいりたい。外国人材については、関係大臣が緊密に連携をとりながら、検討を進めていただきたい。本日の合同会議はここまでとする

(産業競争力会議関係者退室)

## ○財政健全化に向けて

(甘利議員) 本日から骨太方針の策定に向けて、主要な歳出分野の重点化・効率化について議論を進めていく。

本日は、その第1回として、財政健全化に向けて、平成27年度予算及び中期の取組に関する基本的な考え方について、御議論をいただく。まず、高橋議員から御説明をお願いします。

(高橋議員) 財政健全化に向けて、資料8-2をもとに御報告する。

2ページ、全体の枠組みについて。中期的な財政健全化として、2015年度のプライマリーバランス赤字半減、2020年度のプライマリーバランス黒字化の目標はどうしても達成しなければならない。

特に2016年度以降について、財政健全化の道筋を具体的に示していく必要があるが、財政健全化の一丁目一番地は歳出改革であるということを確認する必要がある。非社会保障分野について、更なる重点化・効率化を検討することに加え、社会保障分野についても、効率化等々の進捗状況を点検しながら、必要とされる改革の選択肢の検討に着手すべきである。

続いて、平成27年度予算全体のフレームであるが、平成27年度予算は特に重要な意味を持つ。消費税率を引き上げる中で、歳出削減を徹底して、政府の財政健全化に取り組む姿勢をしっかりと国民に見せていく必要がある。その点で2点申し上げたい。

1点は、「中期財政計画」に基づいて、平成27年度予算におけるプライマリーバランス赤字を一般会計ベースでマイナス15兆円を大きく下回るよう、取組を強化すべきこと。

2点目に、プライマリーバランス対象経費のうち非社会保障経費については、平成26年度予算以上に引き締まったものにする。また社会保障についても、1兆円弱の自然増を想定しつつ、聖域なく見直しを行っていく必要がある。両者を合わせて前年度並みに歳出を抑えるつもりで努力すべきである。

3ページ目、財政の質の改善について。財政健全化を進めるためには、財政の質を改善するためのフレームワークが必要である。その際のキーワードは、監視機能の強化、財政ルール、透明性の確保の3つ。

まず、監視機能の強化として、諮問会議のチェック機能を強化すべきである。基礎的財政収支の各国の推移を見ると、日本は財政健全化に向けた動きが明らかに鈍かったが、IMFによれば、「財政ルール導入・遵守状況」と「財政状況の改善」は相関する。また、OECDは財政健全化を進めるために諮問会議のチェック機能の強化を提言している。エビデンスに基づいたチェックとして、経済財政試算の位置付けを高める、金利上昇時や経済減速時の財政収支に与える影響を推計する等、試算・推計等を充実させることで、チェック機能を強化する必要がある。

また、OECDは「複数年の財政計画や財政目標に関するより強固な法的根拠を通じて財政政策の枠組みを改善」すべきとも言っており、経済再生と財政健全化を両立するための法的根拠となる基本法等を検討すべきではないかと思う。

4ページ目、透明性の向上について。まず1点目は、予算執行の促進、予算の適正規模の把握の観点から、国・地方の執行済み予算だけでなく、未消化予算についても把握し、四半期ごとの公開を進めるべきである。

2点目、地方財政の情報をもっとオープンにしていだきたい。例えば地方財政制度審議会の具体的な議論の中身、使用資料等をフルオープンにしてほしい。四半期決算データの情報の整備、地方交付税の細目などの情報開示等も対応をお願いしたい。また、地方の人件費の推移を見ると、平成19年度から平成23年度までの間に、人件費は地方では1.9兆円削減したと言われているが、物件費として委託料にはね返っている部分が1兆円近くあり、実際にはこの差額で見なくてはいけない。こういった情報も含め、情報開示、透明性の確保をお願いしたい。

3点目、今後、公共事業等の分野で中期的な計画が作られるが、こうした計画については金額ありきではなく、目指すべき姿、達成すべき目標を明確にした上で、経済情勢や財政状況の変化に柔軟に対応できるようにすべきである。したがって、こういった計画が縦割の弊害に陥ることのないよう、諮問会議等々としてしっかり議論をさせていただくべきである。

最後に、この4月から数カ月は、消費税率引上げや成長戦略の策定を踏まえ、企業が国内投資や雇用の拡大を決断する重要な時期になる。骨太の方針に向けて、法人税減税についてどれだけ明確なメッセージを出せるかを、今、企業が見守っている段階である。アベノミクスの成果で税収増が出てきているので、これを法人税減税の財源として使うという方針も含めて、しっかりとこれから示していくべきである。

(甘利議員) それでは、御自由に御意見をいただく。

(伊藤議員) 年金財政の検証について、申し上げる。

1点目。今の年金財政の検証では、2024年以降、名目金利が成長率より2パーセントポイントぐらい高い状況を想定している。モデルを使った結果であろうが、過去の状況では実際には名目金利と成長率はそんなに離れていることはなかった。

したがって、金利が成長率より高いケースだけでなく、差が1パーセントポイントとか、あるいは金利と成長率が同じであるというケースも一応想定して、しっかり検証しておく必要がある。

2点目。法人税率引下げの話が出たので申し上げるが、これは決して財政健全化に向けた道筋に変更を加えるものではない。将来の成長による財源で減税するのではなく、既にアベノミクスでデフレから脱却して税収が増えており、この成果を活用して、可能であれば法人税率を引き下げていくことを検討していただきたい。

(佐々木議員) 財政健全化について、平成26年度の予算で目標の4兆円を超える5.2兆円のプライマリーバランス赤字改善を実現したが、平成27年度予算においても2015年度プライマリーバランス赤字半減目標を超えた改善を盛り込み、2020年度のプライマリーバランス黒字化へのハードルを確実に下げていく必要がある。

それから、平成26年度予算について、新規の国債の発行額は前年度から1.6兆円減額でき、公債依存度も3.3ポイント改善して、43%に低下はしたものの、国と地方の長期債務の残高は2014年度末に1,010兆円に達する見込みである。成長戦略の要である民間主導の設備投資も、エネルギー問題や規制緩和の不透明さから、必ずしもその立ち上がりは急峻でなく、追加金融緩和等も取り沙汰されている。しかしながら、日本もいずれはテーパリングを開始しなければならず、財政健全化の可能な限りの前倒しを不退転の決意で取り組んでいく必要がある。

また、財政の質の改善について、諮問会議のチェック機能強化は重要だが、人的なリソースについての課題が大きい。例えば、会計検査院が決算チェックの中で財政支出の確認を実施することも一案かと思う。独立性に絡む問題等で実現しなかった経緯はあるが、会計検査院が危機的な財政の立て直しに貢献すること自身は、その独立性を侵すものではない。諮問会議で全てチェックといっても難しいところもあると思うので、何らかの施策をお願いしたい。

(高橋議員) 佐々木議員への反論ではないが、チェック機能における人的リソースの拡充も必要である一方で、スウェーデンのように委員6人と事務局の十数名の機関を作って、財政黒字目標や達成状況、持続性、透明性等のチェックをしているところもある。少人数でも、大きな括りでのチェックはできるかと思うので、両方を拡充していくことが有効ではないか。

(麻生議員) 法人税に関する議論がたくさん出たが、2020年度にプライマリーバランスを黒字化する一方で、法人税率を引き下げるといのは、矛盾している。法人税収が下がった分は埋める必要がある。そのためには、繰越欠損金の期間短縮や、外形標準課税の強化等、様々なやり方を考えない限りは、これは埋まらない。法人税を納めているのが、全法人の30%で、残りの70%が払っていない状況を改善するなど、全体的なことを考えないとこの問題は解決しない。

(佐々木議員) 今、政府税制調査会でいろいろと議論をしているが、課税ベースの拡大をどの程度までやるか。また、欠損企業70%といっても、ほとんどの企業が法人成りで、数としては非常に大きいですが、その母集団の中身を検証していく必要がある。

また、先年度の法人税は8.7兆円の予算が10.1兆円に増えており、今度は10.1兆円の予算がどこまで増えるのかということだと思う。その成果を先に刈り取るわけではなく、トータルを見た上で補正の減税があっても良いのではないかということである。

そういう仕組みの問題とは別に、トータルの枠の中で、アベノミクスでの成長を確実に、フォワード・ガイダンスをやりながら、どこでそれを摘み取るか。そういうことをずっとシステムチックにやっていくことによって、法人税も下げながら、財政の健全化もしていく。要するに浮いた分、三方一両得で、一つは経済活性化、一つは財政健全化、一つは法人税減税としていただきたい。

(新藤議員) 高橋議員からの御提言について、状況報告と課題を申し上げる。

まず、地方団体の決算は徹底して情報開示が可能で、現状も1,789地方団体全てでやっている。総務省も全てを把握しており、開示もなされている。それから、地方交付税についても電子化されており、内訳の開示もなされている。

さらに、公共事業の執行は契約済み額と支出済み額まで全部押さえているので、全てを把握できるが、毎月それを発表しているのは都道府県と指定都市、政令市、中核市、県庁所在市までである。その他の市区町村は四半期ごとなので、少し工夫をしなければいけない。

四半期決算データについて、地方自治体の公会計制度の導入が少し足りないことが問題である。したがって、今回、電子化を前提とした、統一的な公会計の基準を出し、全国を把握できるようにしようと考えている。これは行政の電子化の一環である。現状のシステムでは、ものすごく膨大な作業が出てくるので、いろいろ改善したいと考えている。

(甘利議員) ここで総理から御発言をいただく。

(安倍議長) 今回も法人税率の議論があった。2013年度については6月末ぐらいに税収が明らかになってくるが、アベノミクスの成果としての果実がどれぐらいになっているかが確定してくるので、議論だけの話ではなくなるだろう。

その中において、果たしてどれぐらい税収が増えたのか。弾性値がどうなっているのか。あるいは欠損企業のパーセンテージがどれぐらい変わってきたのか。そして繰越欠損金が縮減されることで納税企業が増えてくるので、来年度、再来年度に果たしてどれぐらい成果があり、それを税にどう配分していくのか、また、配分できるのか。また、法人税への配分が経済成長や株価にどのような影響を与えるのか。これらについて、分析をしていくことが必要であり、その分析を通じてしっかりと地に足のついた議論もできるだろう。



消費税率引上げで国民に負担をお願いしている中、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に向けた取組を着実に推進し、まずは、来年度においてプライマリーバランス赤字半減目標を確実に達成することが重要である。

平成 27 年度予算において、歳出効率化を徹底して進めることができるように、今後、経済財政諮問会議でしっかり議論を進めていただきたい。

民間議員から提案のあった、国・地方の財政状況に関する透明性の向上、チェック機能の強化は極めて重要な課題である。

諮問会議において、具体的方策について検討してほしい。また、関係大臣においても、財政に関する一層の透明性向上を進めていただきたい。

(甘利議員) 諮問会議では、今後、平成 27 年度予算について主な歳出分野ごとに議論を進めていく。また、総理からただいま御指示があった、財政に関する透明性向上、チェック機能強化等については、関係大臣の御協力を得ながら検討を進めてまいる。諮問会議の事務局をもう少し強化して、どう取り組んでいけるかについても考えてみたい。

本日は以上とする。

(以 上)